

佐賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成二十一年十月五日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第四十二号

佐賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例

(設置)

第一条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設その他の介護サービス等を提供する施設の緊急な整備等（以下「介護基盤緊急整備等」という。）に要する経費の財源に充てるため、佐賀県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な国債証券、地方債証券その他の有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、介護基盤緊急整備等に要する経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるとができる。

(処分)

第六条 基金は、介護基盤緊急整備等に要する経費の財源に充てる場合限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(補則)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年十二月三十一日限り、その効力を失う。